

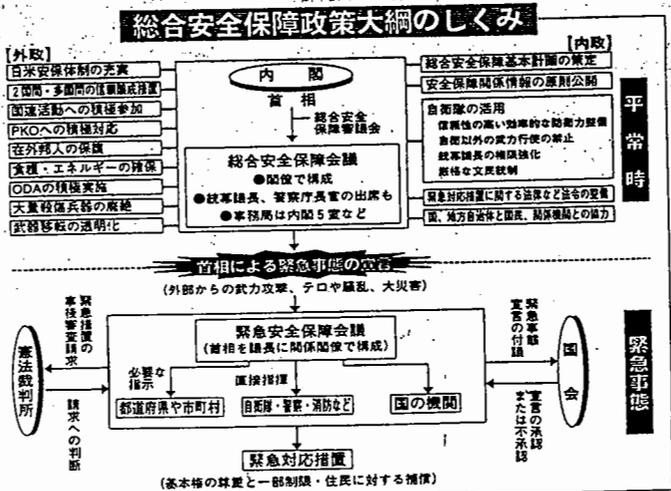
改憲を推進する読売提言

改憲へ向けた動きを助長させる 読売「総合安全保障政策大綱」

五月三日、「憲法記念日」にあたって読売新聞は、今後の日本の安全保障を考えるための、「総合安全保障政策大綱」を提言した。その紙面の大半を要した内容の骨子は、昨年一月三日に発表・掲載した、「憲法改正試案」を受けて、「あるべき日本の安全保障の基本的考え方」を示すものだとしている。

この読売新聞の「提言」は、第一章、「総論」から第一〇章、「食糧・エネルギー」までの十章構成となっている。その意図するものは、憲法公布五〇年を視野にして、「憲法改正試案」の前身をさらに一歩進めた、「普通の国」路線の最先端をいくものであり、公然と改憲を射程に置いているのである。

集団的自衛権の行使を明記！ まず第一章、「総論」では、



その基本的考え方として、「日本はすべての主権国家固有の権利としての個別的自衛権ならびに集団的自衛権を保持し、行使できる。(中略)安全保障上の利害を共有する同盟国と積極的に協力する」、「自衛のための組織として、自衛隊を保持し、高度の情報能力、機敏な危機対処能力を基盤とする信頼性の高い効率的な防衛力を整備する」として、自衛隊の任務を、国防、国際協力、災害援助等の役割を果たすと、軍事大国化、「戦争国家体制」の構築を策謀するものとなっている。

何よりも、安全保障の基本を、「自己管理能力」と「危機対応能力」にあるとし、危機管理体制の完遂を目指すとともに、「同盟・友好国との協調を前提にしつつ」、最後は自力で自己を管理する能力を持たなければならないと規定している。

そしてそのための体制、法的措置その他を総合的、多角的に検討し、「平時時から整備」しておくものとして、第二章、「政府機能の強化」の中で、中長期的な安全保障計画を策定する、「総合安全保障会議」を内閣総理大臣の下に設け、「危機対処能力の強化」を図ると言う。

第三章、「国の防衛と自衛隊の章では、「防衛の基本方針と自衛隊の任務」として、「国防」「災害」とともに「国際平和協力業務」の遂行を任務として規定、PKO業務を「重要な任務の一つ」に位置づけている。

又、そのためにも統幕議長長の権限強化と監督権の一元化と、「平時時から軍事的助言」を「総合安全保障会議」で活用、三自衛隊の統合運用は当然とまで言うのである。

緊急事態宣言 一元的指揮監督

第四章、「緊急事態」では、「防衛上」、「治安上」、「災害上」の緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣は「緊急事態宣言」を発し(事前・事後の国会の承認等を述べているが)、「自衛隊」「警察」「消防」などを統制し、直接指揮監督できると、「一元的指揮監督権」を明記するなど、首相の権限強化をうたっている。

第五章、「国際関係・日米安保」の章では、前述した「集団的自衛権の行使」を背景に、「わが国周辺で活動する米艦艇への支援は可能」なものとなり、その上で「アジア安定の根幹」だとしている。

PKF解除 武器使用を容認！

そして第六章、「軍備管理・軍縮」の章に続いて、第七章では、「国連平和維持活動」として、PKO業務の中に「警護」任務を加え、「自衛隊の緊急時の武器使用にあたっては、隊員の安全確保のため、現地の部隊指揮官の命令による使用を認め、任務遂行が著しく妨げられた場合も、同様の措置を認める」と、「武器の使用」を容認するなど、「PKF凍結解除」をそ

の視野に置いている。又、「PKO共同訓練センター」の設置を提唱し、「アジア・太平洋を中心とした関係国との信頼醸成措置」と規定する。

さらに第八章では、海外邦人の「救出・保護」に自衛隊を積極的に活用し、艦船派遣をも提言している。これは、第九章、「政府開発援助」に続く、第十章、「食糧・エネルギー」の章で規定する、「海上輸送路の安全確保」とあわせて見ると、いやがうえでも肌寒さを禁じ得ないのである。

八・一五闘争に上りつめよう！

以上、その骨格のみを羅列しただけでも、これだけのきな臭さがたちのぼってくる。改憲攻撃の急先鋒となった読売の、「総合安全保障基本法」策定に向けた、今次「提言」を断じて許してはならない。われわれは、七・二労働者集会の成功から八・一五全国闘争へののぼりつめよう！

「労働運動の新たな潮流」の大合流、その力で「普通の国」路線を打破しよう！

五月二十六日
地引曳実
行委員会
十三時より
本部で

五月二三日(火)

清算事業団控訴審判決公判

東京高等裁判所・八二四号法廷

一三時